

一般社団法人 設立について

設立にあたって

なぜ一般社団法人
なのか？

メリットと
デメリット

設立の流れ

かかる費用

◎一般社団法人とは

- **一般社団法人** 人が集まり、形となる団体
- **一般財団法人** 財産が集まり、形となる団体
- **NPO法人** 想いに人が集まり、形となる団体だが活動に制限がある

◎メリット

- ①設立が簡単かつ低コスト
- ②設立までにかかる時間が短い
- ③事業内容が基本的に自由
- ④行政への報告義務がない

◎デメリット

- ①やるべきことが多くなる
- ②法人税がかかる
- ③役員任期ごとに登記申請が必要
- ④利益分配ができない

◎設立の流れ

1.基本事項の決定



2.定款の作成



3.公証役場にて定款認証



4.法務局にて設立登記申請



5.関係機関へ設立への届け出

1.基本事項の決定

① 2名以上の社員確保、そのうち1名の理事選定

一般社団法人は**2名以上**の社員が集まることで法人格が認められる

② 法人名、事業内容、役員構成、事業年度の内容を決定

・「一般社団法人〇〇〇」「〇〇〇一般社団法人」など。
・事業内容は基本的に自由。設立後に行う事業から将来的にやる可能性があるものまで含むと良い。

③ 社員・理事・役員の印鑑証明書の準備

登記申請の際に必要な(各自1枚ずつ)
印鑑証明は**3ヶ月以内**のもの

④ 法人印の製作

登記申請に必要。時間がかかるので法人名が決まったら**すぐに製作する**のが良い◎

2.定款の作成

定款・・・

- ・ 団体の基本事項や意思決定の方法など、団体を運営していく上での根本的規則をまとめたもの。
- ・ 原則、設立時社員2名以上が共同して作成、署名、押印が必要。

内容・・・

- ・ 「絶対的記載事項」「相対的記載事項」「任意的記載事項」に分けられている。
- ・ 「絶対的記載項目」は必ず記載が必要

絶対的記載事項

・1つでも抜けていると定款として認められず、定款として無効となる。

- ・ 名称（法人名）
- ・ 主たる事務所の所在地
- ・ 目的（事業内容）
- ・ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- ・ 社員資格の喪失に得喪に関する規定
- ・ 公告方法
- ・ 事業年度 など

相対的記載事項

- ・絶対的記載事項のように記載がないと定款が無効になることはないが定款に記載がないとその効力が生じない事項。

- ・経費の負担に関する定め
- ・定款で定めた退職に事由
- ・理事の任期の短縮に関する定め
- ・監事の任期の短縮に関する定め
- ・理事の業務の執行に関する別段の定め など

任意的記載事項

- ・法令に違反しない範囲であれば任意で記載することができる。

- ・社員総会の招集時期
- ・事業年度
- ・役員の数
- ・理事の報酬
- ・監事の報酬
- ・社員総会の議長
- ・残余財産の帰属 など

法務局で定款の相談にのってもらうことができます！

管轄の法務局に確認してみてください。



3.公証役場での定款認証

一般社団法人の定款が完成したら公証役場にて定款を持ち込み、公証人による認証を行います。定款認証は主たる事務所の所在地を管轄する公証役にて認証手続きを依頼する必要があります。どこの公証役場で行えばいいのか不明な場合は日本公証人連合会HPより確認できます。

持参するもの

- ・ 定款：3部
- ・ 設立時社員全員の実印
- ・ 設立時社員全員の印鑑証明：各1通
- ・ 公証人への認証手数料：5万円
- ・ 定款謄本(写し)交付手数料：2千円前後(謄本1ページにつき250円)
- ・ 委任状：必要に応じて

公証役場へ連絡すると事前にFAXにて定款のチェックや
訂正箇所を教えて頂くことができ認証手続きがスムーズ！



4.法務局への設立登記申請

定款認証の完了後、法務局にて一般社団法人の設立登記を行います。

持参するもの

- 1.一般社団法人設立登記申請書
- 2.定款
- 3.設立時理事の選任議決書
- 4.主たる事務所所在場所の決定に関する議決書
- 5.設立時理事の就任承諾書
- 6.設立時代表理事の互選に関する書面
(設立時代表理事選定書)
- 7.設立時代表理事の就任承諾書
- 8.設立時理事の印鑑証明
- 9.登記すべき事項（オンラインもしくはCD-Rの場合）
- 10.印鑑届出書
- 11.印鑑カード交付申請書
- 12.設立登記申請を行う際の登録免許税：6万円

※申請書類に不備や補正などの問題がなければ通常1週間程で登記は完了します。

5.関係機関へ設立後の届け出

登記申請が完了すれば一般社団法人として設立したことになりますが、設立後の関係機関への届け出が必要です。

税 務 署

都道府県税事務所もしくはは市区町村役場

労働基準監督署

公共職業安定所（ハローワーク）

関係機関への提出書類

税務署

- ・ 法人設立届け出書（収益事業を行わない場合は不要）
- ・ 青色申告の承認申請書（青色申告が必要な場合のみ）
- ・ 給与支払事務所等の開設届出書
- ・ 源泉徴収の納期の特例の承認に関する申請書
- ・ たな卸資産の評価方法の届出書
- ・ 原価償却資産の償却方法の届出書
- ・ 収益事業開始届出書（利益事業を行う場合）

都道府県税事務所もしくは市区町村役場

- ・ 法人設立届出書（非営利型であっても届出は必要）

労働基準監督署

- ・ 適用事業報告書
- ・ 労働保険関係成立届
- ・ 労働保険概算保険料申告書
- ・ 就業規則届

従業員を雇わない場合は
手続き不要！

公共職業安定所（ハローワーク）

- ・ 雇用保険適用事業所設置届書
- ・ 雇用保険被保険者資格取得届出書

従業員を雇わない場合は
手続き不要！

◎かかる費用

- ・ 公証役場にて定款認証を行う際の手数料：50,000円
- ・ 法務局にて設立登記申請を行う際の登録免許税：60,000円
- ・ 定款謄本代：2,000～3,000円（謄本1ページにつき250円）
- ・ 法人印鑑証明書代：1通／450円
- ・ 登記簿謄本代：1通／600円
- ・ 法人印鑑代：数千円～数万円

※一般社団法人を設立する際は、上記のように約15万円ほどかかります。

設立申請等を専門家に依頼すると5万～10万ほどが別途必要になります。

また、設立までの期間は専門家に依頼して約2～3週間ほどなので、ご自身でされる場合は約1ヶ月程度かかると考えておいてください。

◎最後に・・・